

【テーマ概要】

政府間ワーキンググループ、ビジネスと人権に関する拘束力のある条約案の新しい草案を 発表

2020年8月7日、政府間ワーキンググループ（IGWG）は、ビジネスと人権に関する拘束力のある条約案の[第2改訂草案](#)を発表しました。

この第2改訂草案は、2018年に公開された[初回草案](#)、2019年に公開された[改訂草案](#)に続くものです。

この章では、第2改訂草案をダウンロードし、新しい草案に関する市民社会の声明を探索し、前回の改訂草案(2019)に関する地域ごとの協議と推奨事項について詳しく学びます。

今回、提案された拘束力のある条約に関するさらなるコンテンツと専門家の分析にアクセスするには、「[拘束力のある条約の主な課題エリア](#)」をご覧ください。

【記事概要】

公開日：2020年8月10日

拘束力のある条約の第2草案に関する FIDH とフランシスコ会インターナショナルの声明

**FIDH：国際人権連盟。非政府の人権団体の連合体。1922年に設立された FIDH は、世界の国際的な人権組織の中では最古であり、今日では 100 カ国以上で 178 の加盟組織を有する。FIDH は不偏不党で、どの宗派にも属さず、いかなる政府からも独立している。

著者：国際人権連盟およびフランシスコ会インターナショナル

「拘束力のある条約の第2改訂草案：企業の虐待から人権を保護するための重要なステップ」

2020年8月10日

…FIDH と FI は、IGWG (*intergovernmental working group*) の議長が、2020年10月のジュネーブでの第6回会合に先立って、LBI の新しい草案を公開するために費やした努力を歓迎します。最新の交渉セッションおよびここ数ヶ月の間に市民社会組織がおこなったコメントの一部が考慮されていることを喜ばしく思います。

…新しいテキストの肯定的な側面を下記に明記します。

- 国有企業を「事業活動」の定義に明確に含める。
- LBI 条項の適用範囲を定義する上で、「契約関係」でなく「ビジネス関係」に言及。

・被害者を定義する段落：被害者の支援または被害を防ぐ過程において被害を被った人を被害者に含める。

・art. 6：より具体的なジェンダー視点の統合。

・art. 6.3：先住民のための無料の事前のインフォームドコンセントへの言及

…

こうした多くの実質的な改善がなされているものの、この条約が企業の虐待から人権を守る上で真に重要な一歩となるためには、現在の文章には依然として対処しなければならない不十分な点があります。

・art. 6：企業は HRDD (human rights due diligence) の義務を怠った場合の責任を負うものとする、とより明確に表現する。

・art. 6, paragraph g：改善・強化されたデューデリジェンスでは、紛争の影響を受けている地域で人権の尊重を保証できない場合には撤退する可能性も考慮すべきである、と明確に言及する。

・art. 7.6：ビジネス活動に関連する人権侵害において、効果的な救済策へのアクセスを許可する上で不可欠な要素である、被害者の利益に対する立証責任の反転への対策を強化する。

・民事および刑事責任に関する個別の規定によるさらなる明確化…

[全文を読む](#)